

告示第90号

令和7年2月3日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この企画提案競技に参加を希望する者は、下記要領により申請してください。

記

1 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事務所等を有する者にあつては、主たる事務所等の所在地の市町村税。）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) この公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までにおいて、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除

く。)でないこと。

- (8) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 調理から配達及び安否確認までを行う一連の業務を自らの責任により実施できる事業者（業務の一部を別の事業者に再委託する場合にあっては、当該再委託先の事業者を含む。）で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受け、又は同法第57条第1項に規定する営業の届出を行っていること（同許可又は同届出を要しない事業者を除く。）。
- (10) 令和6年1月以降において、管理栄養士又は栄養士が作成した献立による高齢者向けの食事の提供を日常的に行っていること。

2 提出書類受付要領

(1) 受付期間

ア (4)の提出書類のうちアに掲げるもの

この告示の日（以下「告示日」という。）から令和7年2月13日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

イ (4)の提出書類のうちイに掲げるもの

令和7年2月17日（月）から同年3月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 企画提案競技要領説明会

下記のとおり説明会を開催します。なお、説明会への参加は企画提案競技に係る必須要件ではありません。

ア 日時

令和7年2月5日（水）午前10時から午前11時まで

イ 場所

鹿児島市山下町15番1号

かごしま市民福祉プラザ5階小会議室1

(4) 提出書類及び提出部数

イ(ア)から(ウ)までは正本1部（表紙に会社名、所在地及び代表者を記入し押印すること。）及び副本9部（会社名、所在地、社章等の企業名が分かる記述をしないこと。）を、これら以外は各1部を提出するものとする。ただし、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、提出書類中(エ)の書類の提出を省略することができる。

ア 参加資格審査申請書等

(ア) 鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業業務委託契約に係る企画提案競技参加資格審査申

請書（様式第1）

- (イ) 食品衛生法による営業の許可を受けていること又は届出を提出していることが分かる書類（調理から配達及び安否確認までの業務の一部を別の事業者にも再委託する場合には、再委託先の事業者を含む。ただし、同法による営業の届出対象外となる場合は不要。様式なし）
- (ウ) 会社概要（経営理念・方針、事業内容及び組織体制（調理から配達及び安否確認までの業務の一部を別の事業者にも再委託する場合には、再委託先の事業者を含む。）様式なし。パンフレット可）
- (エ) 商業登記簿謄本（提出日前3月以内に発行されたもの。写しでも可）
- (オ) 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（告示日以後に発行のものに限る。鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事務所等を有する者には、主たる事務所等の所在地の市町村税に滞納がないことを証明する書類。写しでも可）
- (カ) 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）（提出日前3月以内に発行されたもの。写しでも可）
- (キ) 決算書（財務諸表（貸借対照表及び損益計算書））直前1期分

イ 企画提案書

- (ア) 企画提案書表紙（様式第3）
 - (イ) 実施体制に関する提案（様式第4）
 - (ウ) サービスの内容・事業意欲に関する提案（様式第5）
- (5) 提出方法

直接持参

- (6) 提出先及び問い合わせ先

鹿児島市山下町1-1番1号

鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課在宅支援係（本館1階）

電話 099-216-1267

3 その他

- (1) 鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業業務委託に係る企画提案競技参加資格審査申請書、仕様書、実施要領その他の情報については、鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）及び本市ホームページにおいて入手することができる。
- (2) 本業務の仕様書及び実施要領等に関して質問がある場合は、質問書（様式第2）に質問事項を記載し、電子メールで送付して行わなければならない。

ア 受付期間及び受付時間

告示日から令和7年2月6日（木）正午まで

イ 受付電子メールアドレス

chouju-zai@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問書様式交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

(3) (2)に対する回答は、令和7年2月12日（水）以降、本市ホームページ上に掲載する。

(4) 本業務委託に係る企画提案競技は、令和7年第1回鹿児島市議会定例会において令和7年度鹿児島市一般会計予算が可決されなかった場合は、無効となる。